

公益財団法人三笠保存会役員等の報酬・費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三笠保存会（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、この法人の役員等報酬・費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及びその他の経費をいう。

(報酬等の支給及び支給額)

第3条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額は120,000円とする。
- 3 常勤役員には前項に定める報酬月額のほか、賞与及び退職手当を含む諸手当は支給しない。
- 4 その他の役員及び評議員には報酬を支給しない。
ただし、職員兼務の常勤理事に対しては職員の職務の対価として別に定めるところにより給与及び賞与等を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった立替金、積立金を控除して支給する。

(交通費)

第6条 役員及び評議員には、その交通手段に応じ、交通費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては概算額で支払うことができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人三笠保存会の設立登記日から施行する。